

## 固定資産課税台帳を閲覧される方へ

1月1日の現況を、所有者ごとに土地、家屋、償却資産の価格、課税標準額などが記載されています。

期間 ▶ 4月1日(水) から通年  
 ※土・日・祝日、年末年始を除きます。  
 時間 ▶ 9:00~16:30(12:00~13:00を除く)  
 場所 ▶ 与那原町役場 1階 税務課

**閲覧の範囲** 権利や義務にかかる土地・家屋の固定資産課税台帳(所在地、地目・構造、地積・床面積等)

**閲覧できる方** 固定資産税の納税義務者(同居の親族を含む)、代理人(納税義務者からの委任状が必要)、借地借家人(賃貸契約書の写し等)、固定資産の処分を有する一定の者

※閲覧の際は本人確認を行います。運転免許証などをご持参ください。

## 土地・家屋価格など帳簿の縦覧

期間 ▶ 4月1日(水) から4月30日(木) まで  
 ※土・日・祝日を除きます。  
 時間 ▶ 9:00~16:30(12:00~13:00を除く)  
 場所 ▶ 与那原町役場 1階 税務課

**縦覧の範囲** 土地:所在、地番、地目、地積、評価額  
 家屋:所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

※縦覧の際は本人確認を行います。運転免許証などをご持参ください。  
 ※指定場所での縦覧のみとし、コピーの交付はしません。

**縦覧できる方** 固定資産税の納税義務者(同居の親族を含む)、代理人(納税義務者からの委任状が必要)、納税管理人。

町ホームページ  
 「固定資産税 よくある質問」  
 詳しくはこちら ▶



お問い合わせ 税務課 ☎945-4477

## 令和8(2026)年度 町税納期カレンダー

納期月	町税の種類	納期限	口座振替日
令和8(2026)年 4月	固定資産税(1期)	4月30日	4月27日
5月	軽自動車税(全期)	6月1日	5月25日
6月	町県民税(1期)	6月30日	6月25日
7月	固定資産税(2期)	7月31日	7月27日
8月	町県民税(2期)	8月31日	8月25日
9月	—	—	—
10月	町県民税(3期)	11月2日	10月26日
11月	—	—	—
12月	固定資産税(3期)	令和9(2027)年 1月4日	12月25日
令和9(2027)年 1月	町県民税(4期)	2月1日	令和9(2027)年 1月25日
2月	固定資産税(4期)	3月1日	2月25日
3月	—	—	—

### 納付方法が拡充しました!

「固定資産税」と「軽自動車税(種別割)」に加えて、「町県民税(普通徴収)」についても納付書に印刷された地方税統一QRコードを利用することで、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や対応のスマートフォン決済アプリから納付が可能です。

町ホームページ「納付方法について」  
 詳しくはこちら ▶



### 町の申告受付期間は終了しました

与那原町での申告受付(令和8年度)は、3月16日(月)をもって終了しました。住民税申告については6月1日(月)より税務課窓口で受付開始します。

確定申告に関するお問い合わせ

那覇税務署(☎867-3101)へご確認ください。

## 確定申告が間違っていた場合

確定申告書を提出した後に、計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合は、次の方法で申告内容を訂正することができます。

### 税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出後、税額を多く申告していたことや純損失等の金額を少なく申告していたことに気付いたときは、「更正の請求書」を提出して正しい税額や純損失等の金額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められた場合は、納めすぎた税金が還付されます。

原則として、各年分の法定申告期限から5年以内に更正の請求書を作成し、所轄税務署に提出してください。

### 税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出後、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正する必要があります。修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに、延滞税と併せて納めてください。

修正申告によって新たに納付することとなった税額を納めるときは、法定納期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。なお、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

## 確定申告を忘れていた場合

確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額の決定を行う場合があります。

なお、税務署長が決定を行う場合や申告期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

確定申告書、修正申告書及び更正の請求書は、国税庁ホームページで作成できます。また、各種様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。



国税庁ホームページ ▶

お問い合わせ 那覇税務署 ☎867-3101



今年1月から約1ヶ月間、町内で研修を続けてきた安谷屋ミツオさん(27)が、全行程を終え母国ペルーへの帰路につきました。  
 本事業は、かつて海外へ渡った本町出身者の子孫を「海外友好親善大使」として受け入れ、沖縄や与那原の文化や歴史の学びを通して、将来、与那原町と出身国を結ぶ「懸け橋」となる人材を育成する取り組みです。ミツオさんは滞在中、日本語や空手、書道を学び、親戚や多くの町民との交流を通して自身のルーツを深く見つめ直しました。

## 海を越えて受け継がれる「与那原の魂」

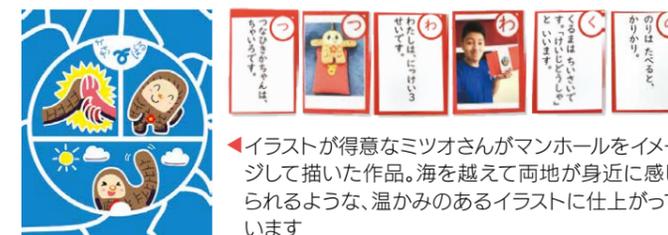


2月17日の研修報告会・修了式では、参加者が見守る中、自作の日本語カルタや書道作品、空手などを披露。また、ペルーでの活発な町人会の活動を動画で紹介してくれました。与那原のユナフォームを身にまとい汗を流す「日系親睦競技大会」や、チャリティー食卓会、先人への感謝を捧げる新年会など、遠く離れた地でも「与那原」の名を誇りに一致団結する様子を報告。「町人会は血縁を超えた家族。地域の灯を絶やさぬよう、すべての活動に誇りを持って参加しています」と語りました。

### Mitsuo's Message ※要約

初めて訪れた日本、そして沖縄。偉大な先輩方の跡を継ぐことにプレッシャーもありましたが、皆さんの温かい歓迎のおかげで、ありのままの自分で接することができました。心から感謝しています。

2つの文化の間で、どこか「浮いている」ような感覚を抱えて生きてきましたが、沖縄で初めて「自分はここに属しているんだ」という強い帰属心を持つことができました。「安谷屋」という苗字を背負う誇りが、より一層強くなりました。このかけがえのない経験を支えてくださった皆さまに、深く御礼申し上げます。



◀イラストが得意なミツオさんがマンホールをイメージして描いた作品。海を越えて両地が身近に感じられるような、温かみのあるイラストに仕上がっています

## 3月1日にはペルー町人会の新年会でも報告会を実施しました



与那原とペルー 次世代がつなぐバトン